【新規就農者等用】

農地法第３条許可申請に係る確認票

仙台市内に新たに農地を取得するにあたり、農地法に関する下記事項について確認しました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 確　認　事　項 | 確認欄 |
| １ | 今回の許可申請は、申請地を農地として利用（耕作等を行う）するために権利等を取得するものであること。 | □ |
| ２ | 許可後は、申請の目的に沿って耕作又は養畜の事業に供し、荒廃農地としない（荒らさない）ように努めること。 | □ |
| ３ | 農地として利用するために、申請地に盛土等を行う場合は、農業委員会へ農地改良工事の届出が必要であること。 | □ |
| ４ | 相続等により、新たに農地の所有権を取得したときは、農地法第３条の３の届出をする必要があること。 | □ |
| ５ | 将来、申請地を自ら耕作できなくなった場合は、耕作できる者に対し、耕作等の目的で権利の移転・設定を行う（農地法第３条または農地中間管理事業の利用）等、荒廃農地にしないよう努めること。 | □ |
| ６ | 将来、申請地を農地以外の用途に供するときは、農地転用許可の手続き（農地法第４条または第５条）を経て行う必要があること。なお、農振農用地は原則として転用ができないことを理解しています。 | □ |

※確認した項目について、確認欄の□にチェックを入れてください。

令和　　　年　　　月　　　日

確認者　　住所

（譲受人）

氏名